

人権新聞

Japan Civil Liberties Union

JCLU

Newsletter

発行所 公益社団法人 自由人権協会



〒105-0002 東京都港区愛宕1-6-7 愛宕山弁護士ビル306
 TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687
 URL:<http://jclu.org/> Mail:jclu@jclu.org

協会設立:1947.11.23
 本紙創刊:1950.5.1
 購読料:年間2,500円

沖縄県民投票で問われる本土の人々と日本の民主主義

米軍普天間飛行場の移設に伴う「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票」(以下「県民投票」という。)が本年2月24日に沖縄県で実施されました。

県民投票の実施に反対する自治体があつたものの、県民投票条例の一部改正を経て全市町村での投票実施が実現しました。その背景には、市民を主体とする運動の「新しさ」があり、特に「沖縄の未来」を担う若い世代の人たちの行動やひたむきな姿が多くの共感を呼び、年配者やこれまで運動を担ってきた人たちの動きを活発にしました。

県民投票が求められるに至った背景・要因とその意義、そして民主主義の実践としての「新しい提案」などについて、「辺野古」県民投票の会¹⁾(元山仁士郎代表、新垣勉及び安里長従両副代表)と東京弁護士会(人権擁護委員会 沖縄問題対策部会等)との意見交換会を基に報告いたします。
 (報告:JCLU会員・弁護士 神谷延治)

辺野古埋立て「反対」7割超 —全市町村で反対多数

県民投票は、投票率52.48%（投票総数60万5385人／投票資格者総数115万3591人）、「反対」が72.15%（43万4273票）、「賛成」が19.1%（11万4933票）、「どちらでもない」が8.75%（5万2682票）という結果であった²⁾。

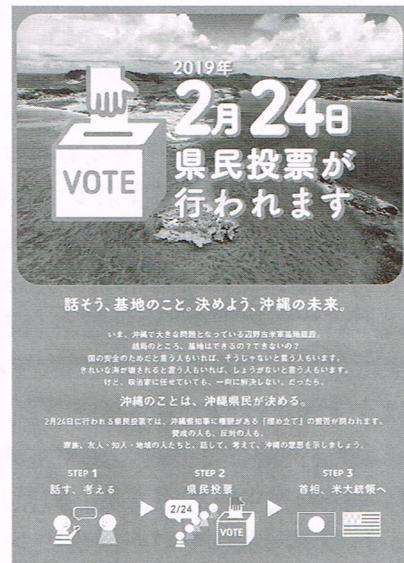
反対票は、沖縄県知事（以下「知事」という。）が「結果を尊重」する義務が生じる「投票資格者総数の4分の1」（県民投票条例10条2項）を超えて、同条例10条3項に基づき県民投票の結果が内閣総理大臣及び米国大統領に通知された。

県民投票の結果をどのように評価するか

県民投票の結果を巡り様々論じられているが、辺野古米軍基地建設のための埋立てに争点を絞って賛否を示す初の投票であり、シングルイシュー

(单一の争点)について「反対」の民意が明確に示されたことは、極めて重要な意義がある。とりわけ、県知事選で辺野古米軍基地建設のための埋立て反対を訴えて当選した玉城デニー氏が獲得した過去最多得票数（39万6632票）を反対

票が上回ったこと、宜野湾市と名護市において「反対」が半数を超えたこと³⁾は、注目に値する。自民党、公明党の支持層も多くの反対票を投じており⁴⁾、党



「辺野古」県民投票の会のフライヤー

CONTENTS

沖縄県民投票で問われる本土の人々と日本の民主主義	1
（公的国籍差別を考える）	
公立学校教員の国籍差別 —常勤講師問題について	4
JCLU京都2月例会	
攻めの弁護で社会を変える 一亀石倫子弁護士講演会	6

労働者追い出しに加担するブラック産業団

—客觀性、中立性を担保する制度導入を	8
口頭意見陳述10年間ゼロ	
—東京都情報公開審査会に改善の申し入れ	10
新時代へ、激動のネパール	
—JICA法整備支援アドバイザーとして	13
あたごの杜から	16



「世代間の対話」を呼びかける元山仁士郎さん（左から1人目）ら。タイトルに込められた思いは、利害を超える、議論のハードルを下げる、そして自己決定にあるという（『2.24 GO! VOTE OKINAWA 県民投票ガイドブック』2～3頁）。

話そう、基地のこと 決めよう、沖縄の未来

派を問わず幅広い層の県民より「反対」の意思が示されている。

これに対し、投票率が低く、反対票が投票有資格者総数の約37.6%⁵⁾に過ぎないから、「民意ではない」として県民投票の意義を矮小化する主張も見られる。しかしながら、今回投票に行かなかった理由には「民意を示しても変わらない」という諦めや様々な悩みがあって投票できない沖縄の人たちの複雑な心情や現実があるなかで、投票率が目標の50%を超えたことは評価できる。県民投票の結果について、投票者の7割超が「反対」したという結果は重く、これを「民意ではない」と言い切ることはさすがに困難であろう。

また「沖縄には沖縄の民主主義があり、しかし国には国の民主主義がある」「(県民投票の結果にかかわらず) あらかじめ事業について継続すると決めていた」との発言(岩屋毅防衛大臣)は、“国の民主主義には沖縄の民主主義を含まない”(民主主義からの沖縄の疎外)と言うに等しく、沖縄に対する「無意識的な差別」が読み取れる。「沖縄に民主主義が適用されないのであれば、日本に民主主義はないのと同じである」と言われるように、直接民主制の一形態として地方自治法及び条例に基づき行われた県民投票の結果を政府が無視することは、民主主義を否定するものとの非難は免れない。

県民投票を求めるに至った背景

—要因とその意義

1 埋立承認取消処分を巡る訴訟の教訓

不作為の違法確認訴訟の高裁判決(福岡高裁那覇支部平成28年9月16日判決)では、沖縄には「(本件新施設等の)建設に反対する民意」があり「このような民意は沖縄県の特殊事情に基づくものとして十分考慮されるべきである」が、「普天間飛行場その他の基地負担の軽減を求める民意」に反するとは言えず、各選挙結果などからも、「二者択一の関係にあることを前提とした民意がいかなるものであるか証拠上明らかではない」と判断された。このように裁判で民意を相対化・曖昧化されたことから「民意の存否」を裁判官の判断に委ねることの危険性を学び、かかる教訓から民意を裁判官でも否定できない「明確な事実にすること」の必要性・重要性が認識された。県民投票は、裁判所の上記判決にこたえるためにも、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を明確にしたことに意義がある。

また、1996年の「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例」では、これらを合わせた項目への賛否を問うものであったことから、当時から「抽象的な要求」という批判があり、結果的に「整理縮小」の名の下に普天間飛行場の移設・辺野古米軍基地建設が進められた。かかる教訓

から、辺野古米軍基地建設と普天間飛行場の早期返還の双方を問うことにより辺野古への移設又は普天間飛行場の固定化という二者択一を迫るのではなく、辺野古米軍基地建設のための「埋立て」にテーマを絞ることにより、民意をより具体的に明確にしたことにも意義がある。

2 運動の現状の反省

現場での運動だけでは工事を止められないという限界も浮き彫りになっている。それに加えて、現場に行きたくても行けない多くの県民がいるのに、その苦悩を受け止めてエネルギーを引き出す活動形態がないことへの反省から、多くの県民が参加できる運動形態の必要性が実感された。こうした反省と教訓から、埋立てに反対の民意を明確にする全県的な運動の必要性・重要性が認識されようになった。それゆえ、県民投票には現場に行けない県民のエネルギーを引き出すための運動としての意義がある。

3 県民の民主主義的要請

政府が民意を無視して工事を強行するなか、県民の意思を表明したいという欲求が高まり、民主主義の重要性が認識された。我が国の近代史上、国策に抗い、県レベルで反対の民意を示した例はない。その意味では、辺野古米軍基地建設のための埋立てに反対の民意を明確に示したことには歴史的な意義がある。

問われる本土の人々、 求められる公正で民主的な解決

今回の県民投票は、「辺野古への代替施設建設が普天間飛行場の危険性除去(基地閉鎖・返還)のための『唯一の選択肢』だと判断した国策の是非を問

うもの」であり、ひいては「この国に住む全ての人たちに民主主義のあり方を改めて問うもの」である(「辺野古」県民投票の会『声明』)。

県民投票において明確に反対の民意が示された以上、これからは本土の人たち一人ひとりが当事者意識を持ち、日本の安全保障及び普天間飛行場の県外・国外移転について、日本全体の問題として国民的な議論をすることが必要とされる。

県民投票後、「新しい提案」^⑥として、以下のように「辺野古新基地建設を止め、公正で民主的な解決を求める」陳情が全国の1700余りの都道府県議会と市区町村議会に提出される^⑦など、民主主義を実践する動きが市民の中から起こっている。その見据える先には、2013年に続く政府に対する「建白書」の提出があるという。

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 普天間基地の代替施設について、沖縄以外の全国の全ての自治体を等しく候補地とすること。
3. その際、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
4. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、民主主義及び憲法の精神に則り、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより決定すること。

「日本は民主主義の国でしょうか？」沖縄からの問い合わせに対し、本土の人たちが応答することが求められている。

- 1) 「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票を実現するため、沖縄の学生、若者、弁護士、司法書士、経営者、戦争体験者、働くパパやママなど、様々なバックグラウンドを持った人たちが参加している団体」(「辺野古」県民投票の会『2.24 GO! VOTE OKINAWA 県民投票ガイドブック』12頁)。2018年4月16日設立後、同年5月23日から7月23日までの2ヶ月間で総数10万950筆(有効署名数9万2848筆)の署名が集められ、請求代表者33名により同年9月5日に沖縄県に県民投票条例の制定を請求した。2019年3月26日解散。
- 2) 『琉球新報』2019年2月24日電子号外、同2019年2月25日電子版、沖縄タイムス2019年2月25日電子版
- 3) 宜野湾市:投票率51.81%、「反対」66.8%、「賛成」24.4%、「どちらでもない」8.8% 名護市:投票率50.48%、「反対」73.0%、「賛成」18.0%、「どちらでもない」9.0% (『琉球新報』2019年2月25日電子版)
- 4) 共同通信社が実施した出口調査で投票動向を支持政党別にみると、自民党は「反対」48.0%、「賛成」40.6%、「どちらでもない」11.4%、公明党は「反対」54.8%、「賛成」25.8%、「どちらでもない」19.4%と反対票が上回った。野党支持層はいずれも「反対」が圧倒し、立憲民主党と共産党は100%、国民党は90.0%、社民党は97.6%、地域政党・沖縄社会大衆党は96.0%に上った(『日本経済新聞』2019年2月25日朝刊)
- 5) 1996年9月8日の「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票」では、投票率が59.53%、「賛成」が89.09%、「反対」が8.54%、賛成票が投票有資格者総数の約53.0%の過半数に達した(沖縄県公文書館ホームページ(http://www.archives.pref.okinawa.jp/news/that_day/4737)、『沖縄タイムス』1996年9月9日朝刊)。
- 6) 新しい提案実行委員会編『沖縄発 新しい提案 辺野古新基地を止める民主主義の実践』(ボーダーインク 2018年)
- 7) 2019年2月25日までに、東京都の小金井市及び小平市の両市議会において「新しい提案」の可決を求める意見書が可決されており、沖縄県議会及び那覇市議会において同趣旨の陳情が継続審査となっている(未採択)。そして、同年3月25日、47の都道府県と1741の市区町村議会(小金井市及び小平市の両市議会も含む)に宛て同趣旨の陳情が提出された(『琉球新報』2019年3月26日電子版)。